

亀山市男女共同参画基本計画

男女共同参画社会の実現

共につくろう

かめやまの未来



亀山市

男女共同参画社会の実現

～ 共につくりうかめやまの未来 ～

平成17年1月11日に旧亀山市と旧関町の合併により誕生いたしました新「亀山市」は、「市民参画」と「協働」を基本とし、市民とともに新市の個性を育み、魅力あるまちづくりを目指し、日々努力を重ねております。

一方、社会は少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化などの急激な変化の中で、市民一人ひとりが豊かにいきいきと暮らしていくためには、男女が互いに個性と能力を十分に発揮し、対等なパートナーとして、自らの意思で社会のあらゆる活動に参画することができる社会、すなわち「男女共同参画社会」の実現が重要となってきております。

こうした状況の中、このたび男女共同参画を計画的かつ効果的に推進するため、今後取り組むべき課題と施策の概要を明らかにし、新市の男女共同参画の指針となる「亀山市男女共同参画基本計画」を策定しました。

この計画は、社会のさまざまな分野の課題に男女がともに参画し、協働して取り組んでいくことの重要性を認識していただくため、「男女共同参画社会の実現～共につくりうかめやまの未来～」を基本理念としています。さらに、施策の実効性を高めるため、各分野に具体的な数値目標を設定いたしました。

今後は、本計画に基づき、市民・事業者の皆様、また関係機関の方々とともに、男女共同参画社会の形成に全力で取り組んでまいり所存でありますので、市民の皆様におかれましても、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定に当たり、貴重なご意見をいただきました亀山市男女共同参画基本計画懇話会の皆様をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様から感謝申し上げます。



平成18年3月

亀山市長 田中 亮太

目次

第1章 計画の基本的な考え方

計画の目的	1
1 男女共同参画意識の普及	1
計画の位置づけと期間	2
1 計画の位置づけ	2
2 目標の設定	2
3 計画の期間	2
計画策定の背景	3
1 世界・国の動き	3
2 三重県の動き	4
3 亀山市の動き	4

第2章 計画の基本理念と目標

計画の基本理念	5
計画の基本目標と体系	6
1 計画の基本目標	6
2 計画の体系	7

第3章 計画の目標と施策の方向

男女共同参画社会を実現する意識づくり	9
1 男女共同参画意識の普及	9
2 男女共同参画教育の推進	12
働く場における男女共同参画の推進	14
1 雇用等の分野における男女共同参画の推進	14
2 多様な働き方への支援	17
3 職業生活における活動と家庭及び地域活動との両立支援	20
政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	23
1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	23
家庭、地域における男女共同参画の推進	27
1 家庭、地域における男女共同参画の推進	27
心身ともに健やかで、安心して暮らせる環境づくり	31
1 生涯を通じた健康づくりへの支援	31
2 安心して暮らせる環境の整備	33
計画を推進する体制づくり	35
1 男女共同参画を推進する体制の整備	35
亀山市男女共同参画基本計画の目標	39

第 4章 資料編

亀山市男女共同参画基本計画について	41
用語解説	42
亀山市男女共同参画基本計画懇話会要綱	46
亀山市男女共同参画基本計画懇話会名簿	48
策定経緯	49
亀山市男女共同参画基本計画策定プロセス	50
亀山市男女共同参画基本計画のための組織	51
男女共同参画に関する市民意識調査	52

第1章

計画の基本的な考え方



計画の目的

1 男女共同参画意識の普及

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

男女共同参画社会では、男女一人ひとりの人権が尊重され、平等が実現されていることはもとより、男女一人ひとりが、共同して社会を構築する主体的な生き方が主張されている、ということです。それは、何人たりとも、性別に基づいて他の人の生き方を否定したり、ある方向に限定したりすることはできない、ということも意味しています。

少子高齢化の進展や労働市場の流動化、高度情報化、国際化など社会情勢の変化に対応していくには、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が豊かな地域社会を築くためには、重要な課題であります。

旧亀山市と旧関町は、これまで男女共同参画社会の実現をめざして、各種の施策を推進してまいりましたが、合併後の平成17年2月に実施いたしました市民意識調査では、配偶者等からの暴力など性別による人権侵害行為や、男女間の格差及び差別的取扱など、多くの課題の存在が明らかになりました。

これらの課題を解決するためには、市民、各種団体、事業者、行政等が、連携を強化し、協働して男女共同参画を推進していく必要があります。

男女共同参画社会の実現をめざして、家庭、地域、働く場、政策・方針決定の場などの様々な分野において、本市の実情に沿った男女共同参画の推進に関する施策を計画的かつ効果的に推進していくため、今後取り組むべき主な課題と施策の方向を明らかにすることを目的として、本計画を策定しました。

II

計画の位置づけと期間

1 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、かつ、三重県男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえて策定しています。

また、本計画の策定にあたっては、「亀山市男女共同参画基本計画 懇話会」「亀山市男女共同参画基本計画 市民ワークショップ」「亀山市男女共同参画推進会議」を開催し、より多くの方々のご意見をいただいて策定しています。

2 目標の設定

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に関する施策の進行状況や成果を検証し、各分野における取り組みの推進力となるよう、目標を設定します。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成18年度から平成23年度までの6年間とします。本計画に記載した内容は、この期間内に実施し、実現することをめざすものです。なお、国の施策の方向性や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の期間や内容等の見直しを行います。

III

計画策定の背景

1 世界・国の動き

男女共同参画社会の実現をめざす国際的な取り組みは、女性の人権問題解決への取り組みに端を発しています。国際連合は、1975年を「国際婦人年」とし、「国際婦人年世界会議」では「世界行動計画」を採択し、各国が行うべき10年間の活動指針を示しました。その取り組み期間として、1976年からの10年を「国連婦人の10年」とし、「平等・開発・平和」を目標とした女性の地位向上への取り組みが展開されました。さらに、この期間中である1979年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が採択されています。

このような国際社会の動向を受けて、わが国では1975年に「婦人問題企画推進本部」を設置し、1977年には「国内行動計画」を策定しています。男女雇用機会均等法の制定や民法、国籍法の改正など、国内の関連法を整備するとともに、1985年には「女子差別撤廃条約」を批准しています。

その後、世界では、1985年に開催された「国連婦人の10年最終年世界会議」において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択され、1995年に開催された「第4回世界女性会議」において「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されています。さらに、2000年に開催された「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」では、参加国における北京行動綱領の完全実施に向けた決意を表明する「政治宣言」と、行動綱領の更なる実施に向けた「更なるイニシアティブに関する文書(成果文書)」が採択されています。

わが国では、1987年には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が、1996年には「男女共同参画社会の形成に関する国内行動計画 男女共同参画2000年プラン」が策定され、計画に基づく施策が推進されてきました。そして1999年には、男女共同参画の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務などを定めた「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに基づき2000年には「男女共同参画基本計画」が策定されています。さらに、2005年には「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定され、社会のあらゆる分野の指導的地位に占める女性の割合の向上、女性のチャレンジ支援の推進、仕事と家庭・地域生活の両立支援及び男性も含めた働き方の見直しの推進、科学技術・防災・まちづくりなどの新たな分野での男女共同参画の推進、生涯を通じた健康の保持増進に資する性差医療の推進、男性にとっての男女共同参画の意義と責任の啓発、女性に対する暴力を根絶するための基盤整備など、10の重点事項が掲げられました。

2 三重県の動き

三重県では、国の内外の動きを受け、1979年に初の行動計画である「三重県婦人対策の方向」を策定しています。

その後、1987年には「みえの第2次行動計画 アイリスプラン」を、1997年には第3次行動計画にあたる「みえの男女共同参画推進プラン アイリス21」を策定し、計画による取り組みを進めてきました。また、1994年には「三重県女性センター」(現在は「三重県男女共同参画センター フレンテみえ」)を開設しています。

2000年10月には、一人ひとりの県民がその個性と能力を十分に発揮できる社会づくりに向けて、「三重県男女共同参画推進条例」が制定・公布され、2001年1月に施行されています。これに基づき、2002年を初年度とする「三重県男女共同参画基本計画」が策定されています。

3 亀山市の動き

本市では、県の計画を踏まえ、庁内に「女性関係行政推進連絡会議」及び「ワーキンググループ」を設置して検討を重ね、1992年に「亀山市女性のための行動計画」を策定しました。

その後、男女共同参画による施策の推進の流れに対応するため、1999年には、「男女が認め合う社会をめざして」を基本理念に、男女が対等な構成員として能力や個性を十分に生かしながら、社会のあらゆる分野に男女が共同で参画できる「男女共同参画社会」を実現するために取り組むべき施策の方向を示す指針として「亀山市男女共同参画プラン2000～あなたから発信～」を策定し、男女共同参画を推進してきました。

また、旧亀山市と旧関町とは、県の事業である「男女共同参画の視点で進めるまちづくり事業」(2004年度)や、「男女共同参画の視点で進める地域づくり事業」(2005年度)に参画し、2005年1月に両市町が合併するまで、協力して男女共同参画を推進してきました。

その間、旧亀山市では2001年に市民による亀山市男女共同参画推進講座企画会議が結成され、市と協働して男の料理教室や講演会など様々な事業に取り組んでまいりました。その後、同会議は、愛称を「いどばたクラブ」とし、合併後新たなメンバーも加わり、2006年3月現在21名(男性7名・女性14名)の市民ボランティアが熱心に活動されています。

第2章

計画の基本理念と目標



計画の基本理念

(基本理念)

男女共同参画社会の実現

～ 共につくろうかめやまの未来～

男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりがお互いの生き方や考え方を尊重しあう意識を共有することが必要となります。そのためには、学習、啓発活動、情報提供等の取り組みを通じて男女共同参画の理念を理解し、その考え方が全ての市民の共通認識となる必要があります。

理念の共有化が図られた土台の上で、あらゆる分野における男女共同参画を推進していくことが必要となります。家庭や地域などの身近なところでの男女共同参画への取り組みを促すとともに、働く場や政策・方針決定の場等での男女共同参画を促す積極的な取り組み等も必要となります。

男女共同参画社会は、新しい社会構造の前提となり基礎となるものです。したがって、家庭、地域、働く場、政策・方針決定の場等における男女共同参画を通じて、少子高齢化、国際化、地域におけるコミュニティの希薄化など、様々な分野における課題の解決に向けて男女が共に参画して取り組む必要があります。このため、本計画の理念を「男女共同参画社会の実現～共につくろうかめやまの未来～」とします。

II

計画の基本目標と体系

1 計画の基本目標

本計画の基本理念を踏まえて、次の6つの基本目標を掲げて施策を立案し、推進していきます。

【計画の基本目標】

男女共同参画社会を実現する意識づくり

男女共同参画に関する各種啓発活動や情報提供を行うとともに、学校教育や生涯学習を通じた男女共同参画教育を推進し、男女共同参画への市民の理解を深めます。

働く場における男女共同参画の推進

企業等の雇用、農林業・商工業等の自営業など、あらゆる“働く場”において男女が対等に個性や能力を発揮して働ける環境の実現をめざします。

政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

市の各種審議会委員等に女性を積極的に登用するとともに、市の管理職や地域の代表等への女性の積極的な登用等を通じて、政策・方針決定の場における男女共同参画を推進します。

家庭、地域における男女共同参画の推進

啓発活動や子育て・介護等への支援策の充実等により、家庭や地域における男女共同参画を推進します。

心身ともに健やかで、安心して暮らせる環境づくり

健康づくりへの支援をはじめ、配偶者等による暴力やセクシュアル・ハラスメントなどへの対策を強化し、安心して暮らせる環境の実現をめざします。

計画を推進する体制づくり

庁内体制の整備や市民、各種団体、事業者等との連携・協働、計画の評価体制の確立などにより、計画全体を推進する体制をつくります。

2 計画の体系

基本理念	基本目標	主要課題	施策の方向
男女共同参画社会の実現 ～共につくろうつかめやまの未来～	男女共同参画社会を実現する意識づくり	1 男女共同参画意識の普及	市民等への広報等による啓発 市作成広報・出版物等の男女共同参画の視点に立った表現の促進 マスメディアへの対応 国際的な動きへの対応と活動支援
		2 男女共同参画教育の推進	生涯を通じた男女共同参画に関する学習機会の充実 学校・幼稚園・保育所等での男女共同参画教育の推進
	働く場における男女共同参画の推進	1 雇用等の分野における男女共同参画の推進	事業者・勤労者に対する広報・啓発の充実 職業能力開発への支援 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保
		2 多様な働き方への支援	農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進 起業支援策の充実 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
		3 職業生活における活動と家庭及び地域活動との両立支援	仕事と家庭及び地域活動との両立を支援する制度の普及 就業体制の整備の推進
	政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	市の各種審議会委員等への女性の登用促進 市の管理職への女性の登用 市職員の意識啓発 地域の代表への男女の登用推進 ポジティブ・アクションの推進
	家庭、地域における男女共同参画の推進	1 家庭、地域における男女共同参画の推進	家庭、地域における男女共同参画の推進 子育て・介護支援の充実 市民活動支援の充実
	心身ともに健やかで、安心して暮らせる環境づくり	1 生涯を通じた健康づくりへの支援	生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援 HIV/エイズ及び性感染症などの健康対策の推進
		2 安心して暮らせる環境の整備	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春対策の推進
	計画を推進する体制づくり	1 男女共同参画を推進する体制の整備	市の推進体制の整備充実 計画の評価と、進管理体制の整備 市、市民、各種団体、事業者等との連携 男女共同参画に対する相談・苦情の受付・対応 県及び他市町との連携

第3章

計画の目標と施策の方向

I

男女共同参画社会を実現する意識づくり

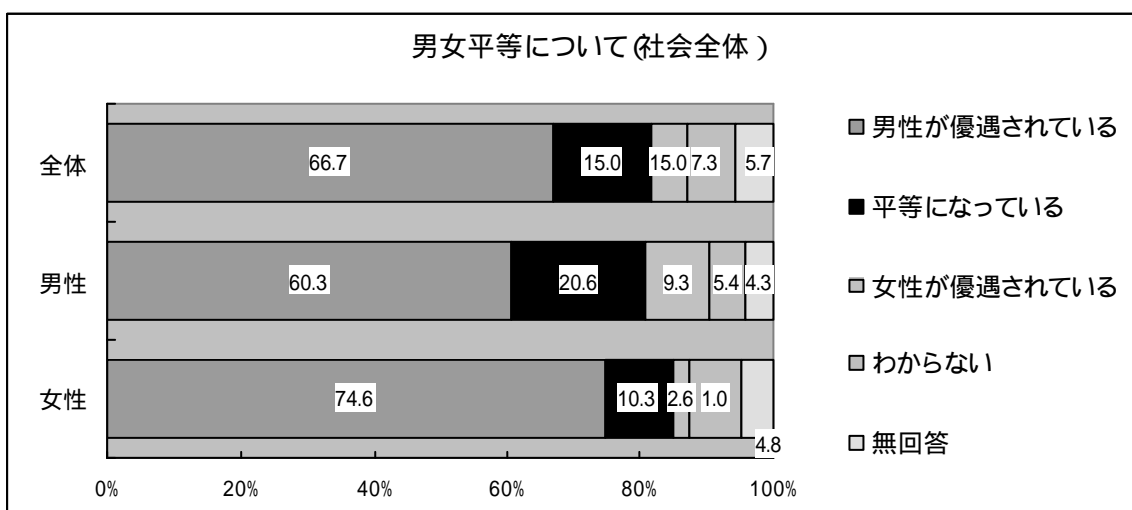
1 男女共同参画意識の普及

現況と課題

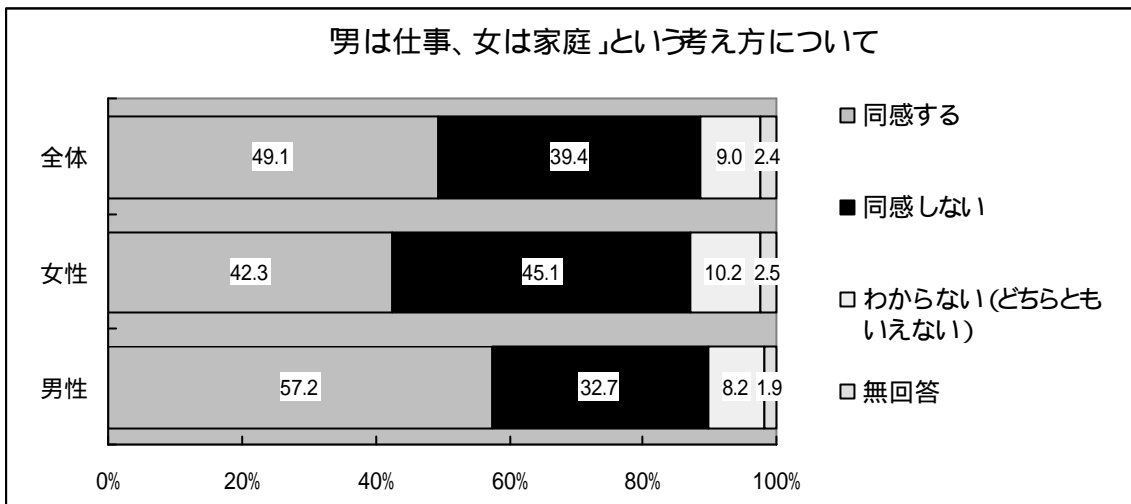
男女の地位について、市民はどのように見ているのでしょうか。平成17年に亀山市が行った市民意識調査の結果では、「男性が優遇されている」と思うと6割以上の方が回答されています。こうした意見は女性で多くみられ、認識の男女差はありますが、全体的な傾向として「男女は平等ではない」と認識しているものといえます。

また、「男は仕事・女は家庭」といわれる性別による固定的な役割分担意識については、「同感する」と答えた人が男性に多くみられ、市民全体でも半数弱を占める状況にあります。

男女共同参画の考え方を普及し、定着させていくことを通じて、性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女が対等な立場で共に亀山市を築き上げることが必要です。



資料：「市民意識調査」(平成17年 亀山市)



資料：「市民意識調査」(平成17年 亀山市)

施策の方向

市民等への広報等による啓発

男女共同参画についての考え方を普及し、市民の意識高揚を図るため、広報、市ホームページ、チラシ、ケーブルテレビなどの多様な手段による情報提供に努めます。同時に、男女共同参画に関する市の事業やイベント等のPRを徹底することで、多くの市民が関心を持ち、参加できるよう啓発活動を推進します。

主な取り組み・事業	担当
● 男女共同参画に関する基本的な考え方を、広報・ホームページ等で紹介します。	企画政策部(広報秘書室・行政改革室・情報計画統計室)
● 「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」等を広報等を通じて市民に周知します。	企画政策部(広報秘書室・行政改革室・情報計画統計室)
● 広報、行政情報番組にて、男女共同参画、人権、子育て、健康などを特集します。	企画政策部(広報秘書室・行政改革室)・保健福祉部(地域福祉室・高齢・障害支援室・健康推進室)・教育委員会事務局生涯学習室
● イベント時等に男女共同参画についての啓発用チラシ等を配布します。	企画政策部行政改革室
● 公用車への啓発マグネットの貼付、窓口への資料設置などにより、男女共同参画をPRします。	企画政策部行政改革室
● アンケート調査等により、男女共同参画に対する市民意識の把握に努めます。	企画政策部行政改革室
● 男女共同参画に関する市の事業を積極的にPRし、参加者を募ります。	企画政策部行政改革室

市作成広報・出版物等の男女共同参画の視点に立った表現の促進

市が作成する広報や出版物等においては、国の手引き等に基づき、男女共同参画の視点に立った表現を用いて作成することで、性別による固定的な役割分担意識を是正します。

主な取り組み・事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣府男女共同参画局作成の『男女共同参画の視点からの公的広報の手引き』に準拠して、市作成広報・出版物等を男女共同参画の視点に立った表現で作成します。 	全部・室

マスメディアへの対応

新聞・テレビ等のマスメディアに対して、男女共同参画施策の情報を提供することを通じて、男女共同参画への理解につながる報道を促すとともに、事業等のPRを図ります。

主な取り組み・事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 新聞・テレビ等報道機関に、男女共同参画に関する市の事業等についての情報を積極的に提供します。 	企画政策部（広報秘書室・行政改革室）
<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画に関する市の事業を、ケーブルテレビで紹介します。 	企画政策部（広報秘書室・行政改革室）

国際的な動きへの対応と活動支援

男女共同参画に関する国際的な動きについて情報収集し、市の施策に反映させるとともに、市民に情報を提供します。

主な取り組み・事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画に関する世界的な動きについて、積極的に情報収集し、市民に提供します。 	企画政策部行政改革室
<ul style="list-style-type: none"> ● 国際交流協会の設立に向け支援します。 	企画政策部企画経営室
<ul style="list-style-type: none"> ● 日本語教室を開催します。 	企画政策部企画経営室
<ul style="list-style-type: none"> ● NPO等による国際交流、国際協力、多文化共生をめざす活動を支援します。 	市民部市民参画協働室

2 男女共同参画教育の推進

現況と課題

男女共同参画についての理解を深めるためには、男女共同参画について学習する機会を充実させていく必要があります。

そのためには、市が行う講座等の内容や回数の充実を図るとともに、すでに実施している市民ボランティアとの協働による男女共同参画イベントや講演会等についても、より充実していくことが必要です。

また、幼稚園、保育所、学校等における学習では、教職員の研修等を行い、男女共同参画教育を推進することにより、子ども達が将来において自らの生き方を多様な選択肢から主体的に選択し、自己実現できる意識を育てていく教育環境づくりが必要です。

施策の方向

生涯を通じた男女共同参画に関する学習機会の充実

誰もが、男女共同参画について学ぶことができるよう、多様な学習機会を拡充するとともに、託児サービスの併設や夜間・休日開講など、様々な立場の市民が参加しやすい条件整備に努めます。

同時に、市民ボランティアとの協働による男女共同参画に関するイベントの実施など多様な機会の確保に努めます。

主な取り組み・事業	担当
● 男女共同参画に関する講座を開催します。	企画政策部行政改革室
● 市民・事業者等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、情報提供などの支援を行います。	企画政策部行政改革室
● 市民ボランティア（亀山市男女共同参画推進講座企画会議）と協働し、男女共同参画に関するイベント等を開催します。	企画政策部行政改革室
● 県等が開催する男女共同参画イベントに公募市民・亀山市男女共同参画推進講座企画会議スタッフ等の派遣を行い、市内外における交流と連携を深め、男女共同参画の気運の醸成とリーダーの育成を図ります。	企画政策部行政改革室

<ul style="list-style-type: none"> ● 老人クラブ・民生委員等様々な機関を対象に男女共同参画に関する情報を提供します。 ● 心配ごと相談員を対象とした人権講演会を開催します。 ● 中央公民館出前講座の中で、男女共同参画の講座等を開催します。 ● 各種講座等の開催にあたっては、託児サービス、休日・夜間開催等、誰もが参加しやすいように努めます。 	<p>企画政策部行政改革室・保健福祉部（地域福祉室・高齢・障害支援室） 保健福祉部地域福祉室 教育委員会事務局生涯学習室 全部・室</p>
--	---

学校・幼稚園・保育所等での男女共同参画教育の推進

教職員等の研修の充実等により、学校・幼稚園・保育所等における男女共同参画教育を通じて、子どもたちが男女共同参画を理解できるよう努めます。

主な取り組み・事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 男女が相互に理解して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの大切さを理解する教育を推進します。 	保健福祉部地域福祉室・教育委員会事務局学校教育室
<ul style="list-style-type: none"> ● 性別にとらわれずに児童・生徒の個性や能力を伸ばす教育を充実します。 	保健福祉部地域福祉室・教育委員会事務局学校教育室
<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画に関する教育を進めていくために、教職員を対象に研修を充実します。 	教育委員会事務局学校教育室
<ul style="list-style-type: none"> ● 各教科において学年に応じた男女共同参画についての理解を深める教育を推進します。 	教育委員会事務局学校教育室

II

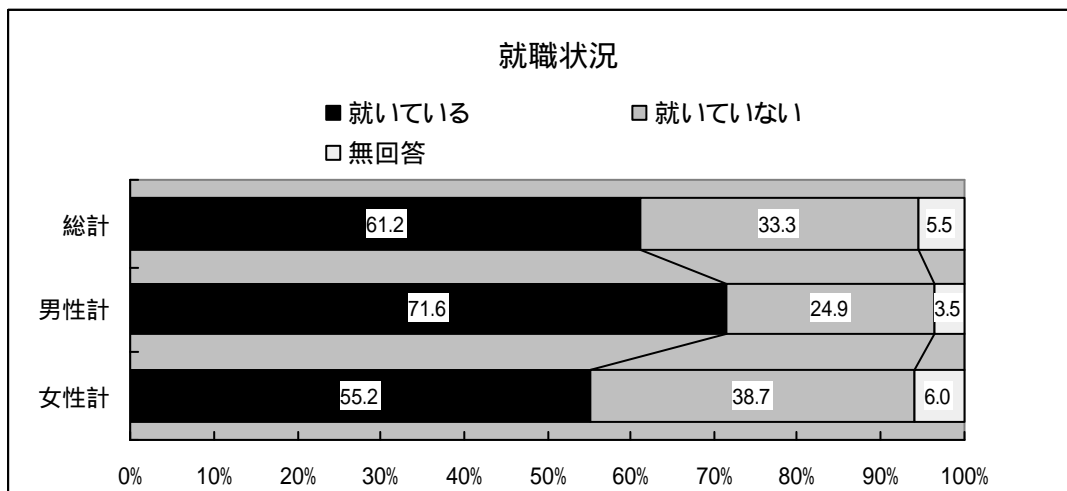
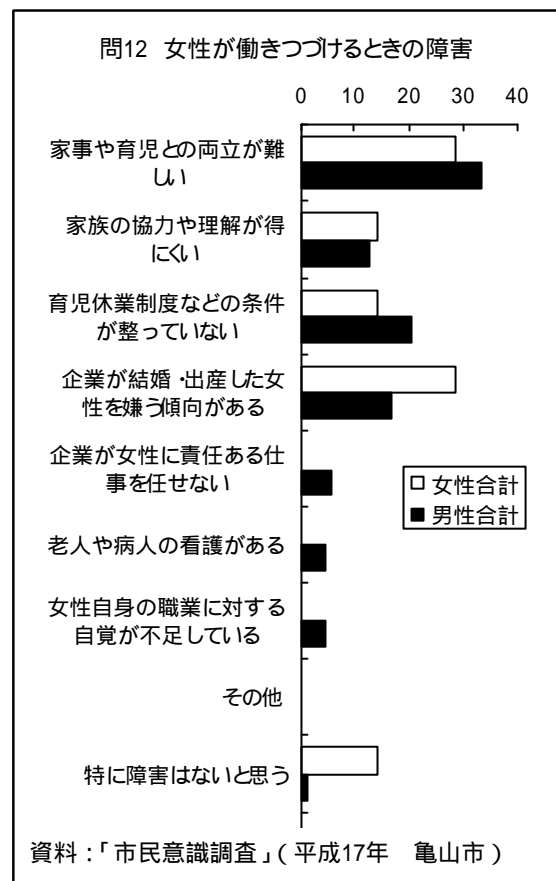
働く場における男女共同参画の推進

1 雇用等の分野における男女共同参画の推進

現況と課題

雇用機会の男女平等は、男女雇用機会均等法により確保されていますが、市民意識調査の結果にもみられるように、実際に仕事をしている男女の割合には差がみられます。これは、女性が出産・育児等で仕事をやめることが1つの原因と考えられますが、市民意識調査結果にもみられるように、働き続けることが難しいと感じている女性が多いことも事実です。企業風土の改善や、家事・育児との両立支援策の充実等により、女性が仕事を継続できるよう支援するとともに、出産や育児期に退職した女性が、再び就職できるような環境づくりを進める必要があります。

このことについて、国は「女性の再チャレンジ支援プラン」(平成17年12月)に基づき、情報提供、相談・助言、職業能力開発などのきめ細かな支援の充実を打ち出しています。本市においても、国の施策の動向を踏まえながら、きめ細かな支援策を講じていく必要があります。



施策の方向

事業者・勤労者に対する広報・啓発の充実

法律や制度が遵守され、職場における男女平等が実現されるよう、事業者や勤労者への啓発を充実します。同時に、職場において、男女共同参画の視点で事業の運営や活動が行われるよう、情報提供や研修機会の充実を図ります。

主な取り組み・事業	担当
● 男女共同参画に関する事業者向け研修会等を開催します。	企画政策部行政改革室
● 男女共同参画に関するチラシ・パンフレット等を配布します。	企画政策部行政改革室
● 企業等における男女共同参画への取り組みの実態を調査し、公表します。	企画政策部行政改革室
● パートタイム労働者の雇用・就労の法制度について周知します。	産業建設部産業・観光振興室
● 職業家庭両立推進者について周知します。	産業建設部産業・観光振興室
● 男女雇用機会均等法や育児休業法などを周知します。	産業建設部産業・観光振興室
● 女性の教職員の管理職登用が図れるように意識改革を促します。	産業建設部産業・観光振興室
	教育委員会事務局学校教育室

職業能力開発への支援

男女の参加機会が確保されるよう、職業能力向上のための研修を充実するとともに、情報提供を行います。特に、女性の職場進出や、女性の再就職を支援するため、研修等の機会を充実し、職業能力向上への支援策を充実します。

主な取り組み・事業	担当
● 職業能力向上のための研修機会を充実します。	総務財政部人材育成室
● 就労の法制度やパートタイム労働者の雇用に関する制度について周知します。	産業建設部産業・観光振興室
● 再チャレンジサポートプログラムなど職業能力開発に関する各種制度のチラシを窓口に設置し、PRを行います。	産業建設部産業・観光振興室

男女の均等な雇用の機会と待遇の確保

企業等に対し、男女雇用機会均等法などを周知し、法に則った雇用を促すことで、男女の均等な雇用と待遇の確保を実現します。

主な取り組み・事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 企業等における男女共同参画への取り組みの実態を調査し、公表します。 ● 男女就業援助（性別による採用の撤廃）を充実します。 ● 男女雇用機会均等法・育児休業法などを周知します。 	<p>企画政策部行政改革室</p> <p>総務財政部人材育成室</p> <p>総務財政部人材育成室・産業建設部産業・観光振興室</p>

2 多様な働き方への支援

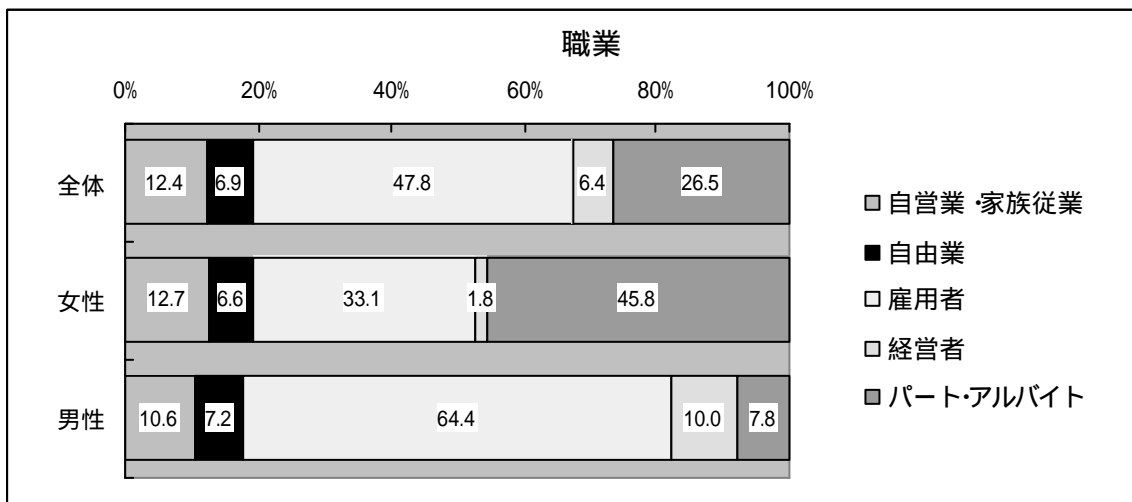
現況と課題

近年、人々の働き方は多様化していますが、その中身を見ると、男性は正社員、女性はパートタイム・アルバイトという傾向が市民意識調査結果にもみられます。このような男女差は、女性の経済的な自立を阻害するという問題があります。

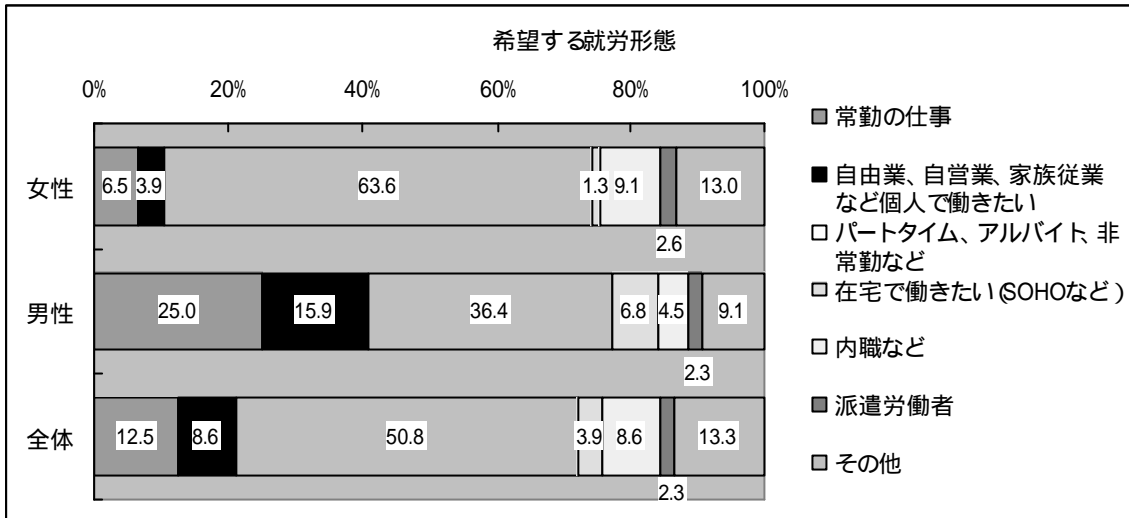
しかし、市民意識調査結果によると、女性の多くは必ずしも常勤での就労を希望しておらず、パートタイム就労などを希望する傾向が見られます。

パートタイムなどの非常勤労働は、労働時間が比較的短く、他の生活時間を多く確保できることで、多様なライフスタイルを実現できるという特徴があり、家事や育児と仕事との両立、地域社会への参加、生涯学習ニーズへの対応など、常勤による就労では両立不可能なライフスタイルを実現することができます。

反面、雇用条件等が曖昧で安定していないという性格もあります。これは、派遣労働者、農林業・商工業等の自営業における家族従業者の場合も同様であり、国は関係法令や指針・ガイドライン等を整備して雇用の安定と良好な労働条件の確保を求めています。本市においてもこうした点を周知し、適正な運用を求めていくことが必要です。



資料：「市民意識調査」(平成17年 亀山市)



資料：「市民意識調査」(平成17年 亀山市)

施策の方向

農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進

農林業・商工業等の自営業においては、労働条件や待遇を明確化するなどの就労環境整備を促すとともに、職場における男女共同参画を推進するための情報提供などを行います。

主な取り組み・事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 家族経営協定締結および農村女性アドバイザーに関する情報提供を行います。 	産業建設部農政室
<ul style="list-style-type: none"> ● 自営業就労女性の適正な所得や労働時間、定期的な休日など労働環境の整備について情報提供を行います。 	産業建設部産業・観光振興室

起業支援策の充実

起業をめざす人びとに対して、各種支援の情報を提供します。

主な取り組み・事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 起業支援策の情報提供を行います。 	産業建設部産業・観光振興室

多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

育児期にある男女がワークシェアリング、フレックスタイム制度などを選択して就労するなど、ライフスタイルに応じた多様な働き方についての情報提供、普及・啓発に努めます。また、一人ひとりが、自らの選択で働き方を選択できるよう、性別にとらわれずに個性や能力を伸ばす教育を充実します。

主な取り組み・事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● ワークシェアリング、フレックスタイム制度など多様な働き方が選択できるよう、チラシ等により、周知・啓発を行います。 ● 性別にとらわれずに児童・生徒の個性や能力を伸ばす教育を充実します 	産業建設部産業・観光振興室 教育委員会事務局学校教育室

3 職業生活における活動と家庭及び地域活動との両立支援

現況と課題

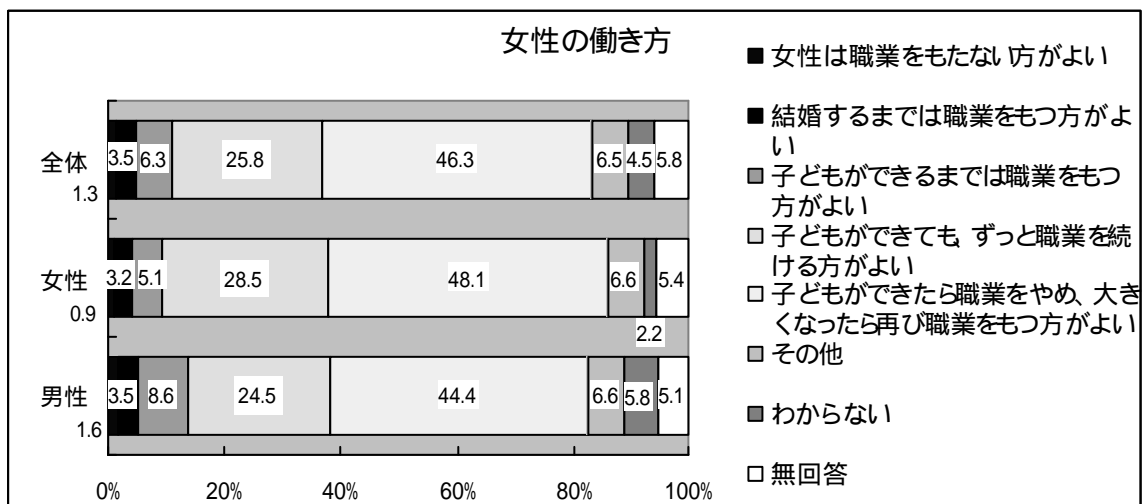
男女共同参画社会を実現していくためには、男女が仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスよく参加できる環境を実現することが大切です。

女性の場合は、出産期における仕事との両立が大きな問題ですが、市民意識調査結果では、子どもができたら仕事をやめるという考え方が多いことがわかります。

一方、男性の場合は、仕事中心の風潮等により、家庭や地域生活等の活動よりも仕事を優先せざるをえないのが現状です。このことが、男性の家庭生活（家事や育児、介護等）への参加を妨げていることから、わが国では今日“男性を含めた働き方の見直し”が必要とされ、企業等の考え方の転換が求められています。

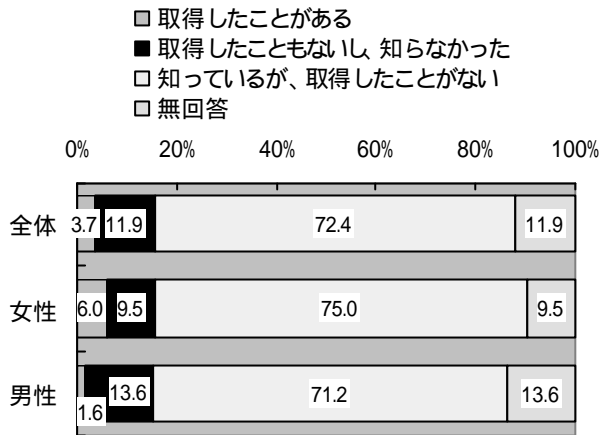
一方で、今日では、育児休業や介護休業など、仕事と家事・育児等との両立支援制度が整備されてきてはいますが、市民意識調査結果にもみられるとおり、十分に利活用できていない現状があります。

様々な制度の実質的な普及を図ることにより、仕事との両立が可能な環境を実現することが大切です。

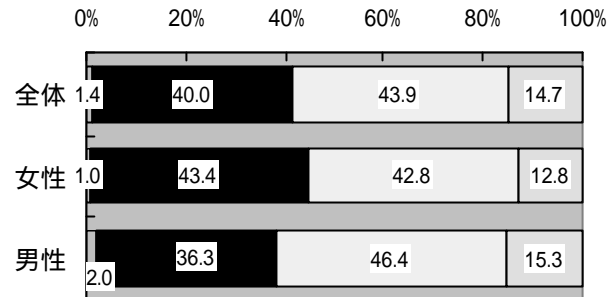


資料：「市民意識調査」（平成17年 亀山市）

育児休業制度について



介護休業制度について



資料：「市民意識調査」（平成17年 亀山市）

施策の方向

仕事と家庭及び地域活動との両立を支援する制度の普及

延長保育などの各種保育サービスの充実を図るとともに、企業等に対して育児休業・介護休業制度の普及・啓発を図るなど、仕事との両立が可能な環境づくりに取り組むよう働きかけます。

同時に、企業等における働き方の見直しにつながる啓発や情報提供に努め、仕事と家庭及び地域活動とを両立できる環境の実現をめざします。

主な取り組み・事業	担当
● 育児休業制度・介護休業制度の普及を推進します。	総務財政部人材育成室
● ボランティア休暇制度等の特別休暇の取得を促進します。	総務財政部人材育成室
● 放課後児童対策として、学童保育所の充実を図ります。	保健福祉部地域福祉室
● 延長保育を行います。	保健福祉部地域福祉室
● 次世代育成支援対策推進法による「特定・一般事業主行動計画」策定を事業者に働きかけます。	産業建設部産業・観光振興室
● 職業家庭両立推進者などの両立支援制度を周知します。	産業建設部産業・観光振興室
● 3歳児保育を行います。	教育委員会事務局教育総務室

就業体制の整備の推進

男女ともに働きやすい職場環境を実現するため、適正な労働条件の確保等に努めます。

主な取り組み・事業	担当
● 安全衛生管理体制の整備をします。	総務財政部人材育成室
● 労働時間短縮を促進します。(時間外勤務削減計画の徹底)	総務財政部人材育成室
● 次世代育成支援対策推進法による「特定・一般事業主行動計画」策定を事業者に働きかけます。	産業建設部産業・観光振興室
● セクシュアル・ハラスメントについて普及・啓発をします。	産業建設部産業・観光振興室
● 労働時間の短縮や、フレックスタイム制度について周知・啓発をします。	産業建設部産業・観光振興室
● 労働条件の確保のための法制度の周知や情報提供をします。	産業建設部産業・観光振興室



政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

現況と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともにあらゆる分野の活動に主体的にかかわっていくことが大切です。しかしながら、男女共同参画の国際的な指標の1つであるジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）をみると、わが国の女性は、高い能力を持っていながら、それを社会のあらゆる分野で発揮しきれていない状況にあることが指摘されています。そのため、政策・方針決定の場に女性を積極的に登用することで、女性の参画比率を高めようとする積極的改善措置（ポジティブ・アクション）が、男女共同参画社会基本法の施策にも位置づけられています。

女性が、持てる力を発揮できる社会環境をつくるためには、市の審議会委員や市の管理職等への女性の登用など、公的な分野における積極的な取り組みを推進し、そうした気運を地域等に浸透させていく必要があります。市においても、積極的改善措置に前向きに取り組むことが大切です。

政策・方針決定過程への女性の参画

(1) HDI			(2) GEM		
(人間開発指数)			(ジェンダー・エンパワーメント指数)		
順位	国名	HDI 値	順位	国名	GEM 値
1	ノルウェー	0.956	1	ノルウェー	0.908
2	スウェーデン	0.946	2	スウェーデン	0.854
3	オーストラリア	0.946	3	デンマーク	0.847
4	カナダ	0.943	4	フィンランド	0.82
5	オランダ	0.942	5	オランダ	0.817
6	ベルギー	0.942	6	アイスランド	0.816
7	アイスランド	0.941	7	ベルギー	0.808
8	米国	0.939	8	オーストラリア	0.806
9	日本	0.938	9	ドイツ	0.804
10	アイルランド	0.936	10	カナダ	0.787
11	スイス	0.936	11	ニュージーランド	0.772
12	英国	0.936	12	スイス	0.771
13	フィンランド	0.935	13	オーストリア	0.77
14	オーストリア	0.934	14	米国	0.769
15	ルクセンブルグ	0.933	15	スペイン	0.716
16	フランス	0.932	16	アイルランド	0.71
17	デンマーク	0.932	17	バハマ	0.699
18	ニュージーランド	0.926	18	英国	0.698
19	ドイツ	0.925	19	コスタリカ	0.664
20	スペイン	0.922	20	シンガポール	0.648
21	イタリア	0.92	21	アルゼンチン	0.645
22	イスラエル	0.908	22	トリニダード・トバゴ	0.644
23	香港(中国)	0.903	23	ポルトガル	0.644
24	ギリシャ	0.902	24	バハマ	0.634
25	シンガポール	0.902	25	イスラエル	0.614
26	ポルトガル	0.897	26	スロバキア	0.607
27	スロベニア	0.895	27	ポーランド	0.606
28	韓国	0.888	28	エストニア	0.592
29	バハマ	0.888	29	ラトビア	0.591
30	キプロス	0.883	30	チェコ共和国	0.586
31	マルタ	0.875	31	スロベニア	0.584
32	チェコ共和国	0.868	32	イタリア	0.583
33	ブルネイ	0.867	33	ナミビア	0.572
34	アルゼンチン	0.853	34	メキシコ	0.563
35	セイシェル	0.853	35	ボツワナ	0.562
36	エストニア	0.853	36	クロアチア	0.56
37	ポーランド	0.85	37	フィリピン	0.542
38	ハンガリー	0.848	38	日本	0.531
39	セントクリストファー・ネイビス	0.844	39	ハンガリー	0.529
40	バーレーン	0.843	40	ドミニカ共和国	0.527

指標の説明

HDI (人間開発指数)

「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率及び就学率)調整済み1人あたり国民所得を用いて算出。

GEM (ジェンダー・エンパワーメント指数)

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対し、GEMは能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員に占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出。

国連開発計画 (UNDP)「人間開発報告書」(2004 版)より
測定可能な国数は、HDI は 177 か国、GDI は 144 か国、GEM は 78 か国

施策の方向

市の各種審議会委員等への女性の登用促進

様々な女性の人材を発掘・育成するとともに、各種審議会等に女性委員の積極的な登用を図り、女性がいない審議会等の解消をめざします。

具体的な目標値として、女性委員の比率を現在の28%から40%となることをめざします。

主な取り組み・事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 各種審議会委員等の選定基準を見直し、女性委員の比率を高めます。 	全部・室

市の管理職への女性の登用

研修や、様々な実務経験を通じて女性職員の能力開発に取り組むとともに、本市の管理職への女性の登用を積極的に進めます。

主な取り組み・事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な能力開発の研修を計画的に実施するほか、幅広い職務を経験できるような配置を行います。 	総務財政部人材育成室
<ul style="list-style-type: none"> ● 性別にとらわれない人材の育成、活用を進めるための管理職への研修を実施します。 	総務財政部人材育成室

市職員の意識啓発

市職員が男女共同参画について理解し、率先して男女共同参画を推進するよう、研修等により市職員の意識向上を図ります。

主な取り組み・事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 市職員を対象に男女共同参画に関する研修を行います。 ● 市、県等が開催する男女共同参画に関するイベントや男女共同参画に関する情報を電子掲示板に掲載し、全職員に周知します。 	企画政策部行政改革室 企画政策部行政改革室

地域の代表への男女の登用推進

男女共同参画の視点で地域づくりを進めるために、地域の代表には男女がともに登用されるよう働きかけを行います。

主な取り組み・事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会・コミュニティ等に対して、男女共同参画による地域づくりを呼びかけます。 	企画政策部行政改革室・市民部地域づくり・相談室

ポジティブ・アクションの推進

あらゆる分野における政策・方針決定の場への男女共同参画を推進するために、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の理解と普及を進めます。

主な取り組み・事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● ポジティブ・アクションへの理解と普及を進めます。 ● ワークショップ及び事業イベントにおいて、アドバイザーや講師に女性を積極的に採用します。 	企画政策部行政改革室 産業建設部まちづくり推進室

* ポジティブ・アクション ... 第4章資料編用語解説参照

IV

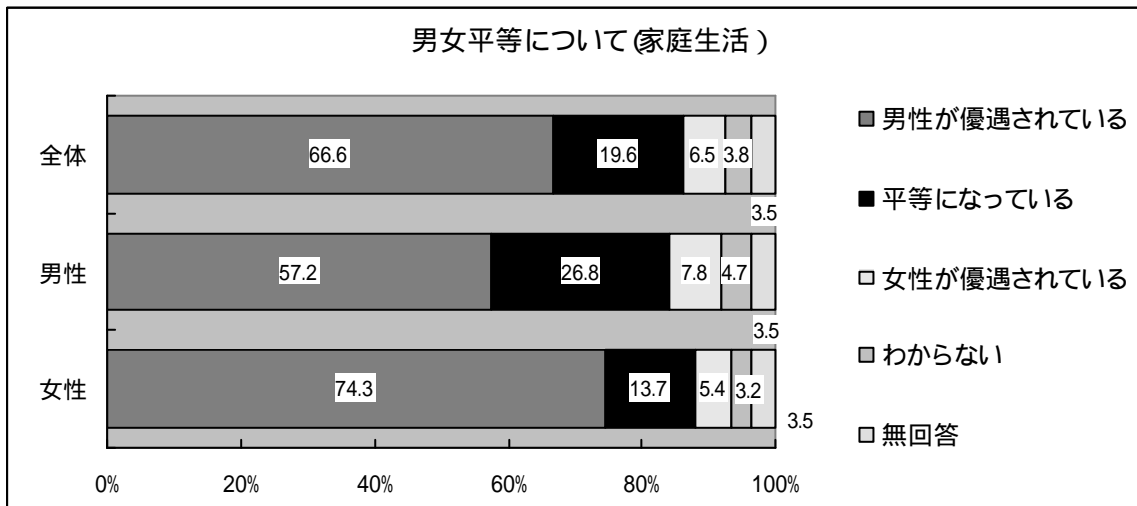
家庭、地域における男女共同参画の推進

1 家庭、地域における男女共同参画の推進

現況と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画について理解するとともに、家庭や地域などの身近なところで実践していくことが大切です。こうした男女共同参画の実践は、家庭や地域で成長していく子どもたちの意識形成に影響し、次世代の男女共同参画社会づくりに大きな効果をもたらします。

したがって、様々な形で男女共同参画に関する取り組みを推進し、普及・定着させていくことが大切です。



資料：「市民意識調査」(平成17年 亀山市)

施策の方向

家庭、地域における男女共同参画の推進

学習や啓発を通じて、家庭における男女共同参画の実践を促します。

地域社会のあらゆる場面に、男女がともに参画できる環境をつくり、地域における男女共同参画を推進します。

主な取り組み・事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織への女性の積極的な参画を促進します。 ● 自治会・コミュニティ等に対して男女共同参画による地域づくりを呼びかけます。 ● ワークショップ及び事業イベントにおいて女性参加者の増加のため積極的な取り組みを行います。 ● 工事説明会・供用開始説明会を、男性も女性も参加しやすい時間帯（平日の夜・土曜・日曜・祭日）に開催します。 ● 保護者等に対して男女共同参画の理念を普及するよう努めます。 ● 各種講座・イベント等の開催にあたっては、託児サービス、休日・夜間開催等、誰もが参加しやすいような配慮を行います。 	<p>危機管理室</p> <p>企画政策部行政改革室・市民部地域づくり・相談室</p> <p>産業建設部まちづくり推進室</p> <p>上下水道部下水道室</p> <p>教育委員会事務局学校教育室</p> <p>全部・室</p>

子育て・介護支援の充実

男女ともに子育てや介護に関われるように、意識づくりやきっかけづくりを目的とする施策の充実を図るとともに、子育て、介護への支援策の充実を図ります。

主な取り組み・事業	担当
● 妊婦とその夫を対象にパパ・ママ教室を開催します。	保健福祉部地域福祉室
● 「絵本の読み聞かせ」による赤ちゃんとのふれあいを提案するブックスタート事業により子育てを応援します。	保健福祉部地域福祉室
● 「パパとあそぼう」を開催するとともに、保育所行事や育児講座へ参加機会をつくります。	保健福祉部地域福祉室
● 延長保育を行います。	保健福祉部地域福祉室
● 各地区コミュニティセンターや公園において、親子の集い（ひろば事業）を開催します。	保健福祉部地域福祉室
● 不妊治療を受けた夫婦に対し、助成を行います。	保健福祉部地域福祉室
● 社会福祉協議会の、各地区におけるいきいきサロンの開設・ふれあいのまちづくり事業の推進を支援します。	保健福祉部地域福祉室
● 子ども総合支援室で、育児に関する相談、電話相談を随時行うとともに、専門医等による児童健全育成総合相談を実施します。	保健福祉部子ども総合支援室
● 子ども総合支援室に臨床心理士、保健師、生徒指導相談員を配置して相談窓口を一元化し、子どもたちの継続的な相談・支援体制を確保します。	保健福祉部子ども総合支援室
● 認知症の介護を考える会、高齢者在宅介護支援オープン講座、在宅介護者の集い、介護実習教室等を開催します。	保健福祉部健康推進室
● 老人福祉センターにエレベーターを設置し、高齢者の介護予防の活動拠点として整備します。	保健福祉部健康推進室
● 地域包括支援センターを設置し、高齢者の介護予防事業、相談事業、権利擁護事業、その他高齢者福祉事業を一体的に実施する体制を確保します。	保健福祉部健康推進室
● 地域密着サービス拠点、介護予防拠点を順次整備します。	保健福祉部健康推進室
● 地域包括支援センターを中心に、地域ケアに関する会議を随時行い、要支援老人のケア体制の確立を図ります。	保健福祉部健康推進室
● 生きがい活動支援通所事業や生きがいサロンなどによる、高齢者の生きがいづくりを推進します。	保健福祉部健康推進室
● 妊婦、乳幼児、保護者を対象とする各種事業（妊婦健診、乳児健診、幼児健診、妊婦教室、2か月児教室、6か月児教室、離乳食教室、歯科保健教室、経過観察児支援教室、言語相談、訪問指導、予防接種など）を実施します。	保健福祉部健康推進室
● 子育て支援及び父母の就労支援を目的とするファミリーサポートセンターを導入し、その活用を図ります。	保健福祉部健康推進室

<ul style="list-style-type: none"> ● 3歳児保育を行います。 ● 公立幼稚園で月1度の園開放、子育て相談、保育体験、教育講演会を実施します。 ● 公立幼稚園の施設整備を順次行います。 ● スポーツ教室（エアロビクス）の夜間開催、託児の実施などにより、参加しやすい環境を確保します。 ● 家庭地域の教育力強化事業を実施します。 	<p>教育委員会事務局教育総務室 教育委員会事務局教育総務室</p> <p>教育委員会事務局教育総務室 教育委員会事務局生涯学習室</p> <p>教育委員会事務局生涯学習室</p>
---	--

市民活動支援の充実

地域における様々な市民活動を支援し、活発化を図るとともに、男女共同参画の考え方に基づく市民活動を推進します。

主な取り組み・事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織への女性の積極的な参画を促進します。 ● 災害ボランティア組織の支援・充実に努めます。 ● 市民ボランティア（亀山市男女共同参画推進講座企画会議）と協働し、男女共同参画に関するイベント等を開催します。 ● 市民活動の拠点を整備し、誰もが自由に集まり、活動できる場を提供します。 ● 誰もが気軽に市民活動を始められるよう、市民活動立ち上げ支援講座を開催し、市広報等で広く参加を呼びかけます。 ● 市民活動を新たに始めたい人に、亀山市民ネットホームページを市民と協働で、制作・管理し、市民活動団体の情報提供に努めます。 ● 毎月21日に誰もが参加できる市民交流の場「きらめき亀山21」を開設し、市民および市民活動団体に参加を呼びかけます。 ● 公募による自主性を持った実行委員組織に市民活動交流事業を委託し、より効果的なまちづくりに努めます。 ● 市民活動に関する情報の提供を行います。 ● 社会福祉協議会における、福祉分野に関してのボランティアコーディネーターによるボランティアの育成、情報提供を支援します。 ● 老人クラブ活動への補助を行い、老人クラブ活動の支援を行います。 	<p>危機管理室 危機管理室</p> <p>企画政策部行政改革室</p> <p>市民部市民参画協働室</p> <p>市民部市民参画協働室</p> <p>市民部市民参画協働室</p> <p>市民部市民参画協働室</p> <p>市民部市民参画協働室</p> <p>市民部市民参画協働室</p> <p>市民部市民参画協働室</p> <p>保健福祉部地域福祉室</p> <p>保健福祉部高齢・障害支援室</p>



心身ともに健やかで、安心して暮らせる環境づくり

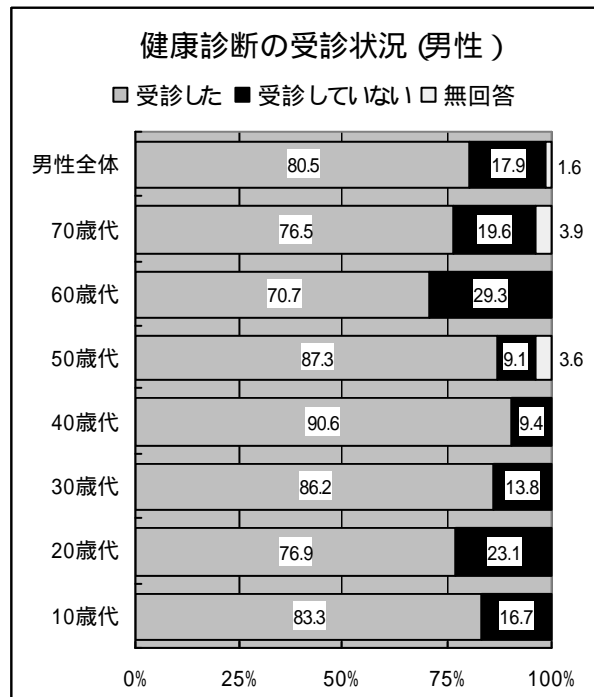
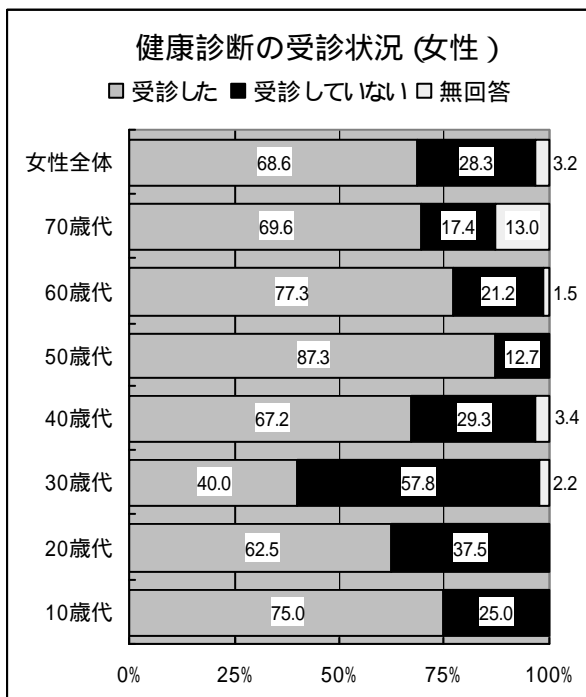
1 生涯を通じた健康づくりへの支援

現況と課題

健康の問題は、性別により内容や性格が異なります。したがって、男女がお互いの身体的な特質を理解しあい、たがいに尊重し、思いやりを持って生きていくことが大切です。男女共同参画の考え方に基づく健康教育や情報の提供等により、理解を深める啓発を充実していくことが必要です。

一方、男女がともに生涯を通じて健康で暮らせるよう支援していくことも大切です。自らの健康は自ら守るという基本的な考え方に基つき、健康に関する情報提供、健康づくりのイベントや各種スポーツ活動等への参加促進など、それぞれが主体的な立場で健康づくりに取り組める支援を行う必要があります。健康づくりの基本である健康診断の受診の有無を尋ねた市民意識調査の結果では、男女の健康診断受診率にはおよそ1割強の差がみられ、特に30歳代の女性の受診率が著しく低くなっています。子育て期にある女性が、自らの健康管理を疎かにしがちであることは一般的に指摘されていますが、本市においてもこうした特徴がみられることから、女性の健康づくりへの支援策を強化することは重要な課題といえます。

また、HIV/エイズ等、健康を脅かす重要な問題については、早い時期から教育・啓発し、予防していくことが大切です。

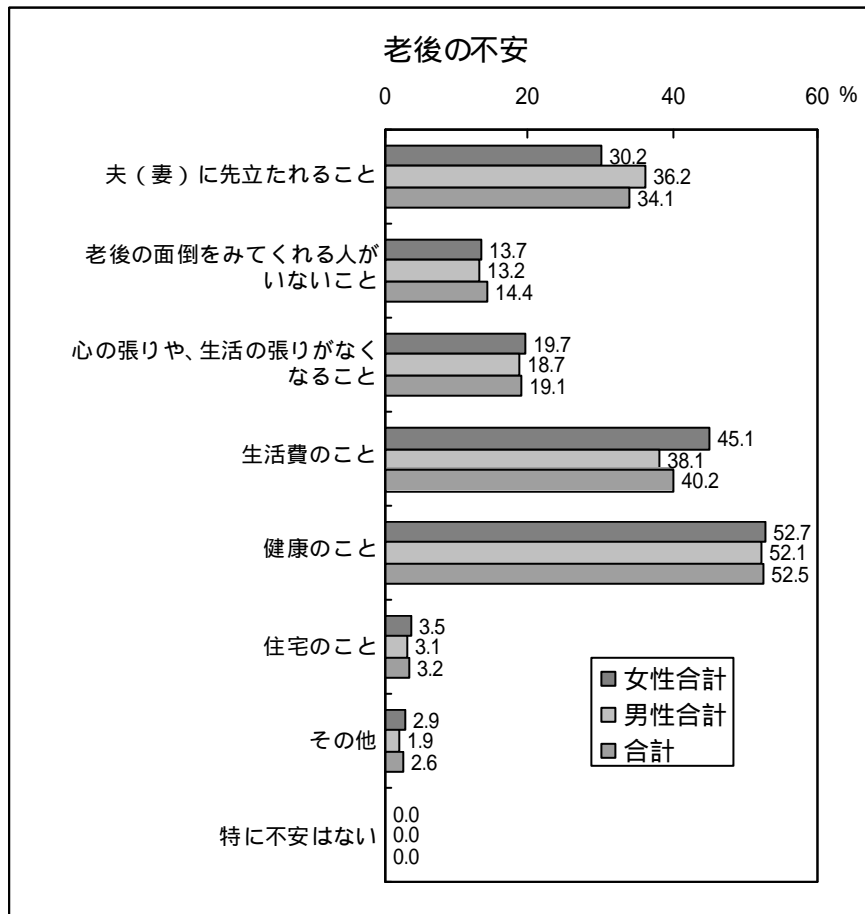


資料：「市民意識調査」(平成17年 亀山市)

2 安心して暮らせる環境の整備

現況と課題

男女が安心して暮らせる環境をつくるためには、様々な問題がありますが、配偶者等からの暴力や、セクシュアル・ハラスメントなどの相手の人権を無視した行為は、多くの場合女性が被害者となっています。こうした問題の解消をめざす教育・啓発を充実し、男女ともに安心して暮らせる環境を整備することが必要です。



資料：「市民意識調査」(平成17年 亀山市)

施策の方向

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

虐待や暴力に悩む人の相談を受けるサービスや、保護・救済体制に関する情報の提供を徹底します。同時に、関係機関との連携により、被害者の保護・救済対策の充実を図ります。

主な取り組み・事業	担当
● チラシ・ポスター等により配偶者等からの暴力相談窓口を周知します。	保健福祉部子ども総合支援室 ・企画政策部行政改革室
● 配偶者等からの暴力に関する情報を広報、チラシ等により普及し、暴力を許さない地域作りを行います。	保健福祉部子ども総合支援室 ・企画政策部行政改革室
● 女性相談員を配置し、県の女性相談所や警察署等と連携し、暴力被害の相談・対応を行います。	保健福祉部子ども総合支援室
● 配偶者等からの暴力の被害者に対応する市営住宅の提供を推進します。	産業建設部建築住宅室

セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・売買春対策の推進

職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、その対象となった女性労働者の尊厳を不当に傷つけ能力の発揮を妨げる人権侵害であり、雇用の場だけでなく、あらゆる場面で、未然に防止しなければなりません。

また、社会のあらゆる場面に男女がお互いを尊重して認め合うことができるよう、正しい性教育を充実させることを通じて、性犯罪、売買春などを未然に防ぐ意識づくりに努めます。

主な取り組み・事業	担当
● チラシ・ポスター・講座等により、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・売買春の防止に努めます。	企画政策部行政改革室
● 生命の尊重、男女平等の視点に立って、正しい性に関する教育を進めます。	教育委員会事務局学校教育室

VI

計画を推進する体制づくり

1 男女共同参画を推進する体制の整備

現況と課題

本計画の推進にあたっては、各部・室が連携して計画を推進し、現状を把握しながら、常に施策の適切な方向性を判断していくことが必要です。

また、計画に定めた目標値に対する評価を行い、計画の進行状況を点検する機能を構築することも必要です。計画の評価は、内部的な自己評価だけでなく、外部委員の参加による客観的な評価を行うことも大切です。

本計画は、市の取り組みだけで実現することはできません。市民、各種団体、事業者等との連携・協働により推進していくことが必要となります。したがって、各行動主体の役割を明確化して啓発するとともに、適切な連携・協働体制を確立していくことが必要となります。同様に、県や他市町との連携を強化し、施策の推進を図ることも必要です。

本市における計画推進体制を整備し、様々な連携・協働関係の確保・充実等により、本計画を円滑に推進し、男女共同参画社会の実現をめざしていきます。

施策の方向

市の推進体制の整備充実

本計画を総合的・効果的に推進していくため、助役を会長とする「男女共同参画推進会議」を中心に、全庁的な計画の推進を図ります。

主な取り組み・事業	担当
● 助役を会長とする「亀山市男女共同参画推進会議」や「ワーキンググループ」により、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。	企画政策部行政改革室
● 市が取り組む施策について、男女共同参画の視点で実施するよう、職員の理解を深めます。	企画政策部行政改革室
● 市の各職場における男女共同参画の促進役となる、ワーキンググループメンバーを養成する研修を実施します。	企画政策部行政改革室

計画の評価と、進行管理体制の整備

本計画に定めた目標値に対する現状評価を定期的に行い、進行状況を管理します。

主な取り組み・事業	担当
● 男女共同参画ワーキンググループにより、男女共同参画基本計画の評価を行います。	企画政策部行政改革室
● 市民意識調査を実施します。	企画政策部行政改革室
● 男女共同参画に関する施策の進捗状況について報告します。	全部・室

市、市民、各種団体、事業者等との連携

市、市民、各種団体、事業者等と連携・協働して男女共同参画社会の実現をめざしていく環境づくりを進めます。

主な取り組み・事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害ボランティア組織の支援、充実を図ります。 ● 市民ボランティア「男女共同参画推進講座企画会議」等と協働し、施策を効率的に実施します。 ● 地域住民が自ら参画し、一人一人が尊重されるまちづくりの視点に立った地域課題を解消するための、NPO、自治会、コミュニティ、住民などで構成する活動組織による取り組みを支援します。 ● 市民・事業者等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、情報提供などの支援を行います。 ● 県等が開催する男女共同参画行事等に、公募市民等の派遣を行い、市内外における交流と連携を深めるとともに、男女共同参画の気運の醸成とリーダーの育成を図ります。 ● 社会福祉協議会においては、福祉分野に関するボランティアコーディネーターによるボランティアの育成、情報提供に努めます。 	危機管理室 企画政策部行政改革室 企画政策部行政改革室 企画政策部行政改革室 企画政策部行政改革室 保健福祉部地域福祉室

男女共同参画に対する相談・苦情の受付・対応

男女共同参画に関する相談や苦情等に対応し、男女共同参画の推進に努めます。

主な取り組み・事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画に関する相談、苦情等について、適切な対応を行います。 	企画政策部行政改革室

県及び他市町との連携

県の事業等への参加や、他市町との男女共同参画行政の情報交換等を積極的に行い、市の施策を推進します。

主な取り組み・事業	担当
● 県が開催するDV防止行政担当者会議等に参加します。	保健福祉部子ども総合支援室 ・企画政策部行政改革室
● 県が開催する男女共同参画研修会等に参加します。	企画政策部行政改革室
● CITYネット会議に参加します。	企画政策部行政改革室
● 県及び他市町開催の男女共同参画イベント等のチラシの配布に協力をします。	企画政策部行政改革室
● 県及びフレンテみえ等が開催する男女共同参画イベントに積極的に参加するなどして、男女共同参画に関する情報の収集に努めます。	企画政策部行政改革室



亀山市男女共同参画基本計画の目標

本計画に記載した施策の推進を通じて達成したい目標値を、6つの基本目標ごとに以下のように設定します。

男女共同参画社会を実現する意識づくり

施策の方向の目標項目	現状 (平成17年度)	目標値 (平成23年度)
男女共同参画を意識している人の割合 *	39.4% (平成16年度)	80%
広報への男女共同参画に関する記事掲載回数	2回	4回
男女共同参画研修の開催回数	4回	6回

*「男女共同参画市民意識調査」で、性別による固定的な役割分担意識の1つである「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」と思う人の割合

働く場における男女共同参画の推進

施策の方向の目標項目	現状 (平成17年度)	目標値 (平成23年度)
事業者向け研修会等への参加事業所数	10事業所	30事業所
男女共同参画に関する事業所への周知回数	2回	3回

政策方針決定の場における男女共同参画の推進

施策の方向の目標項目	現状 (平成17年度)	目標値 (平成23年度)
審議会等における女性の登用率	28%	40%
本市における管理職員の女性比率	7.5%	20%
男女共同参画研修等に参加した職員数	500 (平成16年度)	全職員

家庭、地域における男女共同参画の推進

施策の方向の目標項目	現状 (平成17年度)	目標値 (平成23年度)
亀山市男女共同参画推進講座企画会議(いどばたクラブ)のメンバー数	21人(うち男性7名)	30人(うち男性10名)
社会活動参加率 *	37.6%	50%
子育てに関する地域活動に参加したことのある人のうち男性の比率	-	50%

*「男女共同参画市民意識調査」で、自治会やコミュニティの活動、女性団体の活動、高齢者団体の活動、PTA役員や子ども会などの青少年活動、ボランティア活動、文化サークル活動、レクリエーションやスポーツのサークル活動などを行っている人の割合。

心身ともに健やかで、安心して暮らせる環境づくり

施策の方向の目標項目	現状 (平成17年度)	目標値 (平成23年度)
DV防止法認知度 *	41.6% (平成16年度)	60%
何らかのセクシュアル・ハラスメント防止対策をしている企業の比率	74.1%	100%
健康診断受診率 *	74.3%	80%

*「男女共同参画市民意識調査」による
「亀山市内の職場における男女共同参画に関するアンケート」による

計画を推進する体制づくり

施策の方向の目標項目	現状 (平成17年度)	目標値 (平成23年度)
亀山市男女共同参画報告書の作成	-	隔年1回

第4章

資料編



亀山市男女共同参画基本計画について

平成 18 年 3 月 1 日

亀山市長 田中亮太 様

亀山市男女共同参画基本計画懇話会
会長 武村 洋子

亀山市男女共同参画基本計画について

標記のことについて、懇話会は半年にわたり審議してまいりましたが、その検討結果が十分反映されたものであることを認め、その旨を報告します。

なお、下記の点に留意され、本計画が計画的かつ効果的に実施されるよう要望します。

記

- 1 本計画の推進体制を充実させ、男女共同参画社会の形成のための施策を積極的に推進すること。
- 2 広域的な取組が必要な場合には、周辺自治体及び関係機関と連携を図ること。



用語解説

育児休業・介護休業制度

平成13年2月に改正した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」は、平成3年法律第76号「育児休業等に関する法律」を名称変更・内容充実等をされたもので、その内容としては、1歳未満の子を養育する労働者、または介護が必要な家族を抱えた労働者が子の養育または家族の介護のための休業を事業主に申し出ることができることや、育児・介護を行う労働者の深夜業の制限など、労働者の職業生活と家庭生活との両立支援を目的としている。

一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」第12条第1項に基づき、300人を超える従業員を有する企業の事業主が策定する行動計画。計画には、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備などに関する企業の取り組みについて、達成すべき目標、講ずるべき措置の内容等を記載する。

NPO

Non Profit Organizationの略で、民間非営利組織のこと。法人格の有無に関わらず、非営利の公益的活動を行う組織で、法人格を持つものは特定非営利活動法人（NPO法人）と呼ばれる。

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要なことから、「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

権利擁護事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などが地域で安心した生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理を行う事業。

ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）

Gender Empowerment Measure。女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDI（Human Development Index：人間開発指数）が人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出している。

次世代育成支援対策推進法

これまでの少子化対策の取り組みに加え、さらに踏み込んだ対策を総合的に推進するため、平成15年7月に成立・公布された法律。この法律では、次代を担う子どもの育成環境の整備を行うため、国や地方公共団体及び一般事業主(300人を超える事業所)に「行動計画」の策定が義務づけられている。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)

1979年12月、第34回国連総会において採択され、1981年9月に発効した。2004年3月26日現在の締約国数は177カ国。我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准。締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっている。

女性に対する暴力をなくす運動

内閣府男女共同参画局では、毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間と定めている。

セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月)では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。なお、「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義している。また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」(平成10年労働省告示第20号)では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアルハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアルハラスメントと規定している。

男女雇用機会均等法

昭和61年に施行された、我が国唯一の男女平等法。募集、採用、昇進、教育訓練、定年、解雇など、様々な分野で男女労働者を均等に扱うことが定められている。正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。なお、平成9年に改正され、平成11年4月に全面施行された。改正後の均等法は、募集・採用・昇進、教育訓練・退職・解雇等における差別禁止や母性健康管理規定が事業主の努力義務規定から禁止規定に強化された。また、新たにポジティブ・アクションやセクシュアル・ハラスメントに関する規定なども設けられている。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行された。

男女共同参画週間

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」を設けている。この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施している。

特定事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」第19条第1項に基づき、国及び地方公共団体などが策定する行動計画。計画には、仕事と子育ての両立を図るために必要な環境の整備などに関する取り組みについて、達成すべき目標、講ずべき措置の内容等を記載する。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もある。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いためである。ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。

ファミリーサポートセンター

急な残業の際などの変動的、変則的な保育ニーズに対応するため、「援助を受けたい人」「援助を提供できる人」が会員となり、地域において育児の相互援助活動を行う会員組織を設置し、サービスを提供するもの。

ポジティブ・アクション

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。



亀山市男女共同参画基本計画懇話会要綱

平成17年8月19日

(設置)

第1条 亀山市男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に関し必要な事項を調査検討するため、亀山市男女共同参画基本計画懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、基本計画の策定に関し必要な事項を調査検討する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等から選出された者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画の決定の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 懇話会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 17 年 8 月 19 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に行われる懇話会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。



亀山市男女共同参画基本計画懇話会名簿

	氏名	選出区分	
1	武村 洋子 (会長)	要綱第3条第2項第1号該当	学識経験者
2	島崎 眞子	要綱第3条第2項第2号該当	亀山市コミュニティ連絡協議会
3	羽山 賀津男	要綱第3条第2項第2号該当	連合三重亀山地域協議会
4	坂倉 久仁子	要綱第3条第2項第2号該当	鈴鹿法人会亀山支部
5	小川 郁夫	要綱第3条第2項第2号該当	亀山市自治会連合会
6	仲野 篤子	要綱第3条第2項第4号該当	亀山市農業委員
7	柏木 康恵	要綱第3条第2項第2号該当	三重県PTA連合会副会長
8	石原 正	要綱第3条第2項第4号該当	三重県男女共同参画審議員・ 三重県男女共同参画推進員
9	園田 寿美恵	要綱第3条第2項第4号該当	亀山市男女共同参画推進講座 企画会議
10	笹山 霞	要綱第3条第2項第4号該当	亀山市人権擁護委員
11	谷川 博子	要綱第3条第2項第2号該当	子育ての会
12	森 嘉和 (副会長)	要綱第3条第2項第3号該当	公募委員
13	宮村 照子	要綱第3条第2項第3号該当	公募委員

敬称略

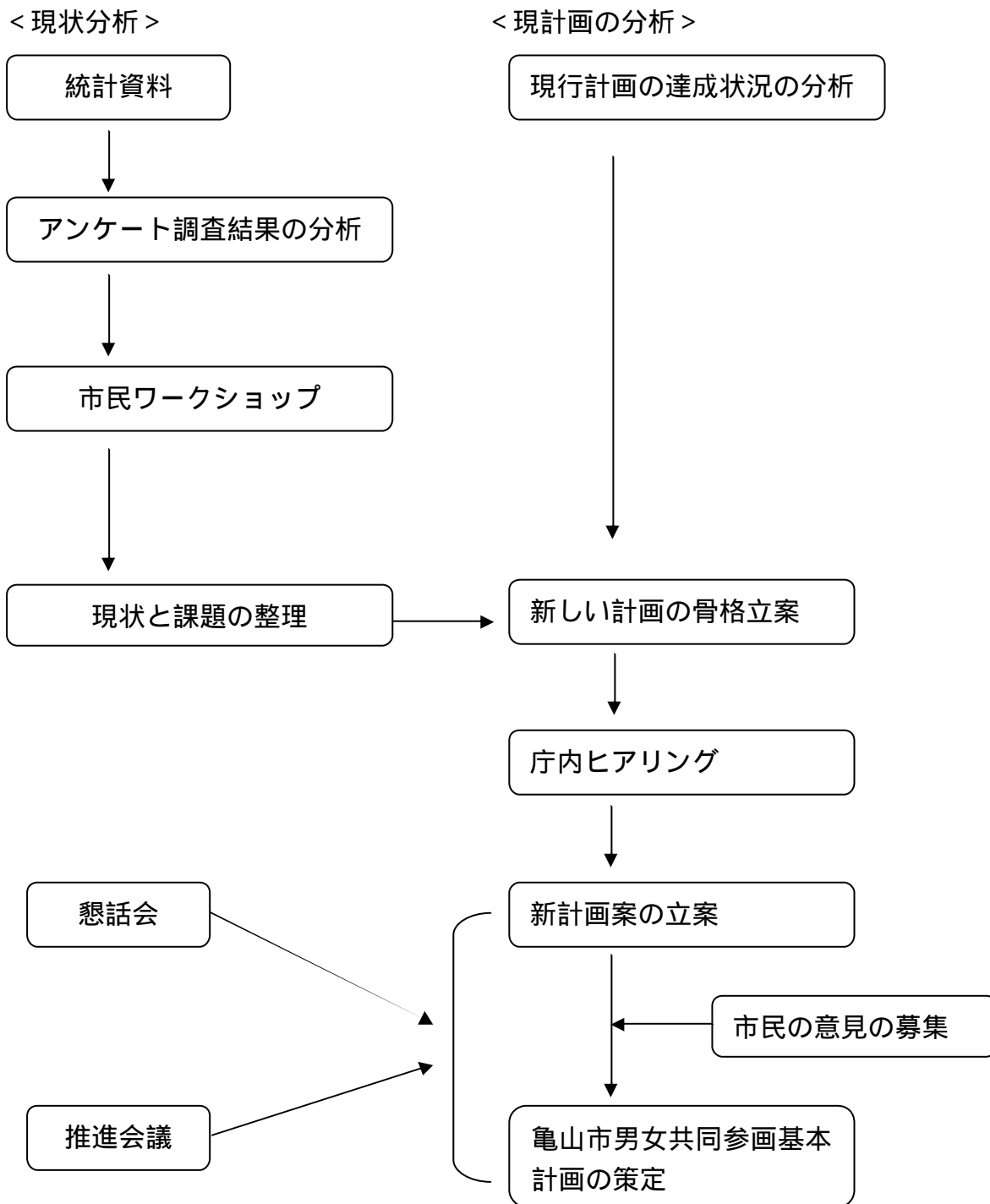


策定経緯

年月日	内 容
平成17年9月5日	亀山市男女共同参画推進会議ワーキンググループワークショップ
平成17年9月26日	市民ワークショップ 参加者 昼の部 24名(男性7名・女性17名) 夜の部 7名(男性5名・女性2名)
平成17年10月3日	亀山市男女共同参画推進会議 ・男女共同参画の現状及び男女共同参画推進会議要綱について ・亀山市における男女共同参画の状況報告 ・亀山市男女共同参画基本計画について
平成17年10月17日	第1回亀山市男女共同参画基本計画懇話会 ・委嘱状交付 ・委員紹介 ・亀山市男女共同参画基本計画懇話会要綱説明 ・会長及び副会長の選出 ・男女共同参画の概要説明 ・亀山市における男女共同参画の状況報告 ・ワークショップ報告 ・平成17年度第1回亀山市男女共同参画推進会議の報告 ・亀山市男女共同参画基本計画について ・三重県男女共同参画推進条例の理念について
平成17年12月1日	第2回亀山市男女共同参画基本計画懇話会 ・亀山市男女共同参画基本計画素案について
平成17年12月27日	亀山市男女共同参画推進会議 ・亀山市男女共同参画基本計画素案について
平成18年1月31日	亀山市男女共同参画推進会議 ・亀山市男女共同参画基本計画素案について ・亀山市における男女共同参画基本計画における目標について
平成18年2月28日	第3回亀山市男女共同参画基本計画懇話会 ・亀山市男女共同参画基本計画案について

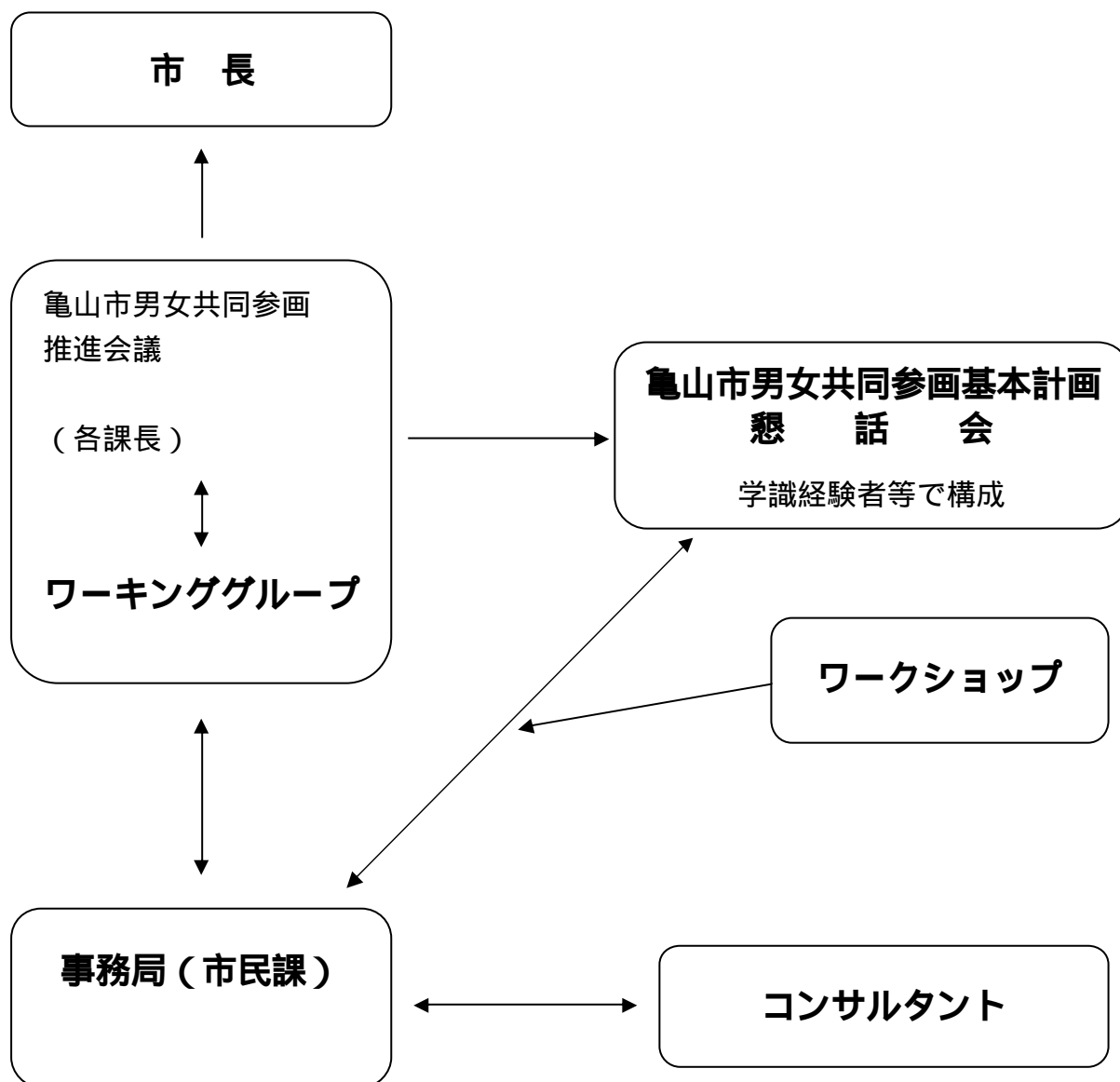


亀山市男女共同参画基本計画策定プロセス



VII

亀山市男女共同参画基本計画のための組織





男女共同参画に関する市民意識調査

調査の概要

1. 調査目的

本調査は、亀山市における男女共同参画行政を効果的に推進するための基礎資料とすることを目的に実施したものである。

2. 調査項目

- ・男女平等について
- ・家庭生活について
- ・子育てについて
- ・健康・介護について
- ・就労について
- ・社会参加について
- ・女性の人権、ドメスティック・バイオレンス（配偶者・恋人などからの暴力）などについて
- ・男女共同参画社会について

3. 調査設計

- 調査地域 : 市内全域
- 調査対象者 : 市内に居住する18歳以上の男女
- 標本数 : 1,500名
- 抽出法 : 無作為抽出
- 調査期間 : 平成17年2月16日～平成17年2月28日（月）
- 調査方法 : 調査票による本人記入方式
郵送配布・郵送回収による郵送調査法

4. 回収結果

回収率

- 有効回収数 : 620名
- 有効回収率 : 41.3%

亀山市男女共同参画基本計画

男女共同参画社会の実現 ～共につくろうかめやまの未来～

平成18年3月発行



古紙パルプ配合率100%、白色度70%再生紙を使用

発行：亀山市 編集：亀山市市民課
〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

※なお、平成18年4月1日以降の所管は、企画政策部行政改革室
(Tel 0595-84-5026 Fax 0595-82-9685)になります。

